

子どもの家保育園 重要事項説明書

1. 施設運営主体

名称 社会福祉法人 子どもの家福祉会
 所在地 札幌市豊平区平岸4条9丁目4番9号
 電話番号 011-841-0232
 代表者氏名 理事長 佐々木裕之

2. 利用施設

施設の種類 認可保育園
 施設の名称 子どもの家保育園
 施設所在地 札幌市豊平区平岸4条9丁目4番9号
 連絡先 TLL 011-841-0232 FAX 011-841-0023
 管理者 施設長 佐々木裕之

利用定員	1) 利用定員	子どもの区分	定員
		2号認定	30人
		3号認定	30人

2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて、子どもを受け入れる場合があります。

3. 施設の運営方針

- 1) 小規模で行う保育を目標とし、その中で年齢の違う子どもたちをグループとし、いろいろな活動を通して、一人一人に行き届いた保育をすることで、自発性及び協調性のある子に育つようお願い、子供たちの未来を切り開き創造していく、心豊かな子どもを育てる事を方針としている。
- 2) 保育園は、運営にあたっては、札幌市児童福祉福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとする。

4. 保育所の職員体制とクラス編成

入所者の処遇に関する具体的処置を決定し、その円滑な実施を図るため、必要な時期に関係職員を配置する。

1) 職務内容と配置数(平成31年4月1日現在)

園長	理事会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する。	1名
副園長	理事会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括、補助する。	1名
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐、苦情の受付、金銭の授受を管理する	1名
副主任保育	保育に従事し、主任保育士及び園長を補助する。又保育計画の立案、実施、記録を家庭との連絡業務を行う。	2名
保育士	保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡などの業務を行う。	14名
調理員	給食献立の立案及び調理、食品の調達計画と支払い、調理室及び食品庫等の管理をする。	2名
小児科医	入所した児童の健康診断と保健衛生の指導に関する業務を行う。	嘱託
歯科医	入所した児童の歯科衛生の指導に関する業務を行う。	嘱託

- 2) 備考
 - 1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。又必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。
 - 2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。

3) クラス編成と職員の配置状況(平成31年4月1日現在)

クラス名		児童数	担当保育士	備考
0歳児	つき組	10人	4人	1. 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。 2. 担当保育士のほか、状況に応じてフリーの保育士が保育を補助することがあります。
1歳児	ゆき組	12人	2人	
2歳児	にじ組	12人	2人	
3歳児	ほし組	13人	1人	
4歳児	はな組	16人	1人	
5歳児	そら組	14人	1人	

5. 保育を提供する時間及び日

当園では保育を提供する時間及び日を次の通り定めています。

1) 保育時間

保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時から16時までの範囲内

2) 時間外保育

保育標準時間	18時から19時までの範囲内
保育短時間	16時から19時までの範囲内

3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に定める休日。及び12月29日から翌年1月3日までは除く。)但し上記の日以外でも保育をすることがあります。

6. 提供する保育等の内容

1) 保育の内容

保育は、児童福祉施設最低基準第35条に定めるものについて実施する。
保育指導計画は、保育所保育指針を基準として年間、月案、週案及び日案に分けて作成する。

2) 年間行事

4月	入園式	11月	発表会
7月	お泊り会 子ども祭り	12月	クリスマス会
8月	七夕	1月	新年会
9月	運動会	2月	雪中運動会 豆まき
10月	遠足月間 お楽しみ会	3月	ひな祭り 卒園式 お別れ会食会

3) 給食について

- ア. 昼食(主食、副食給食)と間食(午前・「0,1歳児」午後各1回)を提供しています。
- イ. 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談下さい。食材の除去など可能な限り対応します。(例)卵・牛乳・小麦粉 など

4) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

- ア. 主食の提供
- イ. 時間外保育

7. 保育料等について

1) 保育料について

毎月の保育料(0歳・1歳・2歳)につきましては、札幌市にお支払いください。保育料額や具体的な支払方法については、お住まいの区の区役所の健康・子ども課にお問い合わせください。

2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。
また、これらの他にも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。
費用を負担していただく場合は目的や理由については、適宜書面でご案内いたしますので、ご了承ください。

- ア. 便宜にかかわる費用
 - 主食費 保育料に含まれる費用に主食費代が含まれていないため。月額 1,750円を当月中に支払下さい
 - 副食費 保育料に含まれる費用に副食費代が含まれていないため。月額 4,500円を当月中に支払下さい
(副食費のお支払いは令和1年10月よりの保育料無償化に伴い3歳児以上の児童に適用される。但し副食費免除の児童に対しては各児童に連絡する。)

イ. 時間外保育にかかる保育料

※		7時～8時まで	16時～18時まで		18時～19時まで
			1時間以内	1時間以上	
	保育標準時間	-	-	-	200円
	保育短時間	100円	100円	200円	

備考 1 利用者負担額の区分が、A又はBの世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。

2 支払いはその都度お願いします。

ウ. 父母会の会費は月250円とし毎月集める事とする。

エ. 父母会のお金の使用用途

- ① 父母会員が出産したとき
- ② 父母会員の1親等が死亡したとき
- ③ 園のお花・絵本(入院のお見舞い)にかかる費用。
- ④ 園児がケガなどで病院に罹ったときの治療費、交通費
- ⑤ 遠足などのバス代は父母会から出す。
- ⑥ お泊り会の経費も半分補助する
- ⑦ 運動会や、クリスマス、子ども祭りなどに係る子どものお土産など。
- ⑧ 卒園のアルバム制作にかかる料金の半分。
- ⑨ 色々な行事にかかった料金。

8. 利用の終了に関する事項

1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又は、その保護者が下記の状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ア. 小学校に入学したとき
- イ. 子どもの居住地市町村と協議の上保育の提供が適当と認められないとき。
- ウ. 保護者から退園の申出または、転園した時。

2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園をしようとするときは、原則として退園又は転園の1ヶ月前までに、園長に対して退出届を提出するものとする。

9. 緊急時の対応について

1) 保育中に容体の変化があったとき当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又はその症状の各医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

- ア. 内科小児科 古山小児科内科医院 豊平区平岸5条6丁目4-5 811-5417
- イ. 歯科医 ノブデンタルクリニック 豊平区平岸4条8丁目8-8 598-1181

2) 災害時の対応について

ア. 避難場所

	第1避難場所	第2避難場所	第3避難場所
名 称	子どもの家園庭	やまぼと公園	美園小学校
園からの距離	60M	170M	450M
所要時間	2分	5分	6分

イ. 引き渡しについて

災害時の発生の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

尚、交通機関等に混乱を生じて、保護者が帰宅困難になる事がある場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることもあります

3) 保護者と連絡がとれない時

緊急時であって、保護者と連絡がとれない場合は、子どもの身体の安全を最優先して、当園が責任を持ってしかるべき対処をしますのであらかじめご了承ください。

10. 災害・苦情等に関する相談窓口

当園では、災害・苦情等に関する相談窓口を以下の通り設置しています。

- 解決責任者 園長 佐々木裕之
- 利用相談窓口 受付担当 各クラス担任
- 電話番号 841-0232 FAX 841-0023
- 第3者委員 今野珠美・佐々木祥子

※当園では、上記の他玄関に要望苦情等に係る投稿箱を設置しています

11. 非常災害対策

当園では非常災害に備え次の取り組みを行います。

- 防災設備の設置 自動火災報知機 ・ 誘導灯の設置 ・ スプリンクラー
- ガス漏れ警報器 ・ 非常警報装置 ・ 非常用電源
- その他、カーテン、建具などの防災処理
- 震災に備えての備蓄 食料、飲料水、ラジオ、他

12. 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします

※児童相談所との連携を取っています。(622-8630)

13. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取り扱い規定に基づき扱います。また、次にあげる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

1) 個人情報の提供

ア. 保育所児童保育要録を送付する時

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

- イ. 緊急を要するとき
緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。
 - ウ. 保育の提供にあたり市町村に対して報告が必要なとき
保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った札幌市に対し報告書が必要なときは、情報提供を行います。
- 2) 個人情報の使用
- ア. 保育料の金額の情報
札幌市が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。
 - イ. 子ども及び子どもの世帯の情報
提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

14. 当園におけるその他の留意事項

- 1) 欠席する場合又は、登園時間が遅れる場合
当日に欠席又は当園が遅れる場合は、午前9時30分までにご連絡ください。
- 2) お迎えが遅れるとき
保育時間以外の保育は、時間外保育となりますので、お迎えが遅れる場合は、予めご連絡ください。
- 3) 感染症、又は投薬について
当園での投薬に関しては、与薬依頼書を書き込み医師の処方箋を提出してください。
感染症に関しては、登園する時、医師の診断書と保護者の依頼書を提出してください
- 4) 喫煙
当園の敷地内はすべて禁煙です(駐車場においても同様に)
- 5) 宗教活動、政治活動、営利活動
利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治、営利活動は互円ください。
- 6) 不正受給について
次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った札幌市に届けずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、札幌市に報告を行います。
 - ア. 保護者の一方またはいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
 - イ. 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要である時。
 - ウ. その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要である時。

附則

この規定は、平成31年4月1日から施行する